

## 第3次安城市生涯學習推進計畫

### 資料編

## 1

## 計画策定の経緯

本計画は、平成25～27年度の3か年にわたり、以下のとおり作業を重ねて作成しました。

年月日	内容
平成25年度	
平成25年 6月14日	第1回幹事会（計画策定に係る方針説明）
6月20日	社会教育審議会（計画策定に係る方針説明）
7月 1日～15日	公民館長・施設長アンケート
7月 5日～17日	市民策定委員公募（広報7/1）
8月22日	第1回策定委員会（市長諮問、アンケート内容協議）
10月30日～11月15日	生涯学習に関するアンケート（市民2,000人を対象） 作業部会（ワークショップ）参加者募集
平成26年 2月27日	第1回作業部会（ワークショップ） ・作業部会の目的・役割、基調講演ほか
3月13日	第2回策定委員会（アンケート結果／作業部会経過報告）
平成26年度	
4月 4日	第2回作業部会（ワークショップ） ・安城の生涯学習の現状と課題、強みと弱みの整理
4月10日	第2回幹事会（アンケート結果／作業部会経過報告）
4月15日	第3回策定委員会（教育委員長諮問、26年度作業方針）
4月24日	第3回作業部会（ワークショップ） ・リーディング事業・取組みのアイデア出し
5月15日	第4回作業部会（ワークショップ） ・参考事例に学ぶ（市民大学ちた塾、プロボノの取組み）
6月12日	第5回作業部会（ワークショップ） ・リーディング事業の内容検討
7月10日	第6回作業部会（ワークショップ） ・リーディング事業のとりまとめ・提案発表
9月 4日	第7回作業部会（ワークショップ） ・推進計画原案についての協議
9月11日	第3回幹事会（現計画の総括・計画骨子案の検討）

年月日	内 容
10月 1日	第4回策定委員会（計画骨子案の検討）
10月10日	第4回幹事会（計画素案の検討）
10月23日	第5回策定委員会（計画素案の検討）
11月 6日	第6回策定委員会（計画素案の検討）
平成27年 3月11日	第7回策定委員会（計画策定スケジュールの変更） ・計画策定の延期、現行（第2次）計画の1年延期
平成27年度	
5月21日	第5回幹事会（計画素案の再検討） ・図書館を活用した生涯学習の取組み
6月 4日	第8回策定委員会（計画素案の再検討） ・図書館のICTを活用した生涯学習の推進
7月 9日	第6回幹事会（パブリックコメント案の検討）
7月30日	第9回策定委員会（パブリックコメント案の検討）
8月24日	幹部会議（パブリックコメント案の報告）
9月10日	議会（市民文教部会）報告
10月 6日～11月 5日	パブリックコメントの実施
11月26日	第7回幹事会（パブリックコメント実施結果報告と対応）
12月 7日～18日	策定委員会委員への照会（パブリックコメントへの対応）
平成28年 1月 7日	パブリックコメント結果公表 ・市ウェブサイトに掲載
2月 3日	第10回策定委員会（計画案の答申）
2月18日	定例教育委員会（計画の議決）

**(1) 策定委員会設置要綱・策定委員会規則**

平成25年度は、策定委員会を、第3次安城市生涯学習推進計画策定委員会設置要綱に基づき設置しました。平成26～27年度は、安城市附属機関の設置に関する条例の制定に伴い、安城市生涯学習推進計画策定委員会規則に基づき設置しました。

(平成25年度)

**第3次安城市生涯学習推進計画策定委員会設置要綱**

(設置)

第1条 安城市の生涯学習の推進方策を明らかにする第3次安城市生涯学習推進計画(以下「推進計画」という。)の策定に当たり、第3次安城市生涯学習推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、推進計画の策定に関することとする。

(組織)

第3条 委員会は、教育委員会が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

2 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、推進計画の策定が完了するまでとする。

2 前項の規定にかかわらず、関係機関の役職等をもって委嘱される委員の任期は、その役職等にある期間とする。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて委員会の会議を招集し、議長を務める。

2 会長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、生涯学習部生涯学習課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

2 この要綱は、推進計画の策定の完了をもってその効力を失う。

(平成26・27年度)

## 安城市附属機関の設置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

(担当事務)

第3条 附属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第4条 附属機関の委員（以下この条において「委員」という。）の定数は、別表委員定数の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表委員構成の欄に掲げる者のうちから、附属機関の属する執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、別表委員任期の欄に掲げるとおりとし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2条―第4条関係）（略）

執行機関	名称	担当事務	委員定数	委員構成	委員任期
教育委員会	安城市生涯学習推進計画策定委員会	生涯学習推進計画の策定に関する事項の調査審議	20人以内	市民 市社会教育委員	審議期間

## 安城市生涯学習推進計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市附属機関の設置に関する条例（平成25年安城市条例第34号）第5条の規定に基づき、安城市生涯学習推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、安城市附属機関の設置に関する条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者等の出席等)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、生涯学習部生涯学習課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(2) 策定委員会委員名簿

No	氏名	区分 (所属等)
1	井上 俊一	社会教育委員 (文化協会会長)
2	○近藤 金光 ※ <sup>1</sup> (○中野 幹尾)	社会教育委員 (公民館連絡協議会会長)
3	神尾 壽明 ※ <sup>2</sup> (水野 淑子) ※ <sup>1</sup> (安藤 寿英)	社会教育委員 (小中学校校長会会長)
4	松井 真由美 ※ <sup>2</sup> (和田 真知代) ※ <sup>1</sup> (服部 さち子)	社会教育委員 (小中学校PTA連絡協議会の代表)
5	加藤 美知子	社会教育委員 (青少年愛護センター運営委員会の代表)
6	日下 昭則 ※ <sup>1</sup> (神谷 英雄)	社会教育委員 (公民館指導員の代表)
7	黒柳 厚子 (桐生 則江) ※ <sup>1</sup> (旭 多貴子)	社会教育委員 (さんかく21・安城の代表)
8	平岩 文雄 ※ <sup>1</sup> (安藤 光夫)	社会教育委員 (体育協会理事長)
9	◎荒川 清明	社会教育委員 (スポーツ推進委員連絡協議会の代表)
10	稲垣 英夫	社会教育委員 (図書館協議会会長)
11	天野 暢保	社会教育委員 (文化財保護委員会委員長)
12	池端 伸二	市民 (公募)
13	木村 登志枝	市民 (公募)

[アドバイザー]

—	大村 恵	愛知教育大学教授
---	------	----------

- 1 委員 安城市社会教育委員及び市民公募により選出された者で構成することとする。
- 2 任期 平成25年8月22日から平成27年3月31日まで
- 3 ◎=委員長 (平成25年度は会長)、○=副委員長 (平成25年度は副会長)  
( )内は前任者 ※<sup>1</sup>…平成26年度より ※<sup>2</sup>…平成27年度より

## (1) 諮問

平成25年度は市長から諮問されましたが、平成26・27年度は、安城市附属機関の設置に関する条例・安城市生涯学習推進計画策定委員会規則の制定により、教育委員会委員長から策定委員会に対して諮問されました。

(平成25年度)

## 諮 問 書

平成25年8月22日

安城市生涯学習推進計画  
策定委員会会長 様

安城市長 神 谷 学

## 第3次安城市生涯学習推進計画について（諮問）

本市では、平成10年度に策定した生涯学習推進計画、さらに平成17年度から平成26年度までを計画期間とする第2次安城市生涯学習推進計画により、市民の皆様のご協力のもと本市の生涯学習行政を推進しています。

生涯学習を取り巻く環境が変化しつつある中、引き続き、市民の皆様の生涯学習活動を円滑に行うため、第3次安城市生涯学習推進計画の策定にあたり、貴委員会の意見を求めます。

(平成26・27年度)

## 諮 問 書

平成26年4月15日

安城市生涯学習推進計画  
策定委員会委員長 様

安城市教育委員会  
委員長 船 尾 恭 代

## 第3次安城市生涯学習推進計画について（諮問）

本市では、平成10年度に策定した生涯学習推進計画、さらに平成17年度から平成26年度までを計画期間とする第2次安城市生涯学習推進計画により、市民の皆様のご協力のもと本市の生涯学習行政を推進しています。

生涯学習を取り巻く環境が変化しつつある中、引き続き、市民の皆様の生涯学習活動を円滑に行うため、第3次安城市生涯学習推進計画の策定にあたり、貴委員会の意見を求めます。



## (2) 答申

### 答 申 書

平成28年2月3日

安城市教育委員会  
委員長 大見 宏 様

安城市生涯学習推進計画策定委員会  
委員長 荒川 清明

#### 第3次安城市生涯学習推進計画について（答申）

平成26年4月15日付けで諮問のありました第3次安城市生涯学習推進計画の策定につきまして、本委員会で慎重に協議し、別添のとおり計画書（案）をとりまとめましたので、ここに答申します。

本答申にあたり、下記のとおり意見を付しましたので、安城市の生涯学習推進に向けた施策が円滑かつ着実に展開されることを希望します。

#### 記

- (1) 今後の生涯学習の推進にあたっては、基本理念の「だれもが楽しく、つながり、人とまちの明日を創る 学びあい」に基づき、市民・市民団体等とのネットワークを確かなものとし、市民協働により計画の円滑な推進が図られることを望みます。
- (2) 本計画の計画期間である向こう5年間を目標に、4つの推進テーマを重視して、施策・事業の推進が着実に図られることを望みます。



---

### **第3次安城市生涯学習推進計画**

平成28年度～平成32年度

発行・編集／安城市教育委員会

生涯学習部生涯学習課

安城市桜町17番11号（〒446-0041）

TEL：0566-76-1515

FAX：0566-77-6065

---